

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間、同年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月から 51 年 2 月まで  
② 昭和 51 年 11 月から 52 年 7 月まで  
③ 昭和 52 年 10 月から 53 年 6 月まで  
④ 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで  
⑤ 昭和 60 年 5 月から同年 7 月まで  
⑥ 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

申立期間①から③までの期間については、昭和 59 年 5 月から同年 7 月頃までに A 社会保険事務所（当時）で国民年金保険料を 100 万円近く納付するとともに、63 年 3 月 9 日に同事務所で約 86 万円納付した。申立期間④の免除期間については、同事務所から国民年金追納勸奨状が来たので、平成 5 年 10 月 26 日に 7 万 4,640 円納付し、申立期間⑤の免除期間については、納付年月日や金額は不明であるが同事務所で納付した。また、申立期間⑥の免除期間についても、7 年 11 月頃に 3 万 3,700 円を同事務所で納付した。申立期間が保険料納付済期間とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、免除期間とされている申立期間④から⑥までについては、申立人は、A 社会保険事務所が発行した国民年金追納勸奨状により、平成 8 年 9 月 26 日に昭和 62 年 4 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料 30 万 8,980 円と 2 年 4 月から 3 年 3 月までの保険料 12 万 4,920 円を合わせた 43 万 3,900 円を追納し、14 年 8 月 23 日にも 4 年 8 月から 7 年 10 月までの保険料 57 万 6,340 円と同年 12 月の保険料 1 万 4,860 円を合わせた 59 万 1,200 円

を追納していることがオンライン記録から確認できることから、申立人は追納により、免除期間を納付済期間にするよう努めてきたことが推認されるとともに、追納したとする保険料額は、申立期間④から⑥までの保険料額と一致する上、申立人が所持する申立期間④に係る国民年金追納勸奨状には、「済」との記載が見られ、追納をうかがわせるものとなっていることなどから、当該期間についても、保険料を追納していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①から③までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 2 月 25 日以降に払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人が同年 5 月から同年 7 月までの頃及び 63 年 3 月 9 日に A 社会保険事務所で納付したと主張している時期は、特例納付の実施期間ではなく、当該期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間、同年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年3月まで

私の夫は、経営している会社を社会保険に加入させるために、平成5年6月にA社会保険事務所（当時）に出向いた際、事務所職員から、夫婦二人の過去2年分の国民年金保険料の未納分を納付しないと、社会保険に加入できないと言われ、後日夫婦二人分の未納保険料2年分を一括納付した。当時の確定申告書があるので、納付していたことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、夫婦二人の2年分の未納国民年金保険料を納付することが、経営する会社を社会保険に加入させるための条件との説明を受け、平成5年6月頃にA社会保険事務所へ出向き、2年分の未納保険料を納付し、同時に会社の社会保険加入のための手続を行ったと主張しているところ、申立人の夫は、当時の確定申告書を所持しており、社会保険事務所（当時）では過年度納付することは可能である上、申立人の夫の会社は5年7月から健康保険・厚生年金保険適用事業所となっていることから、申立人の夫の記憶は具体的であり、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の夫が所持する預金通帳に記載されている出入金記録により、平成5年6月21日に申立期間及び申立期間直後の4年4月から5年3月までの期間の夫婦二人分の国民年金保険料の合計額とほぼ同額の金額が、引き出されていることが確認できることから、申立人の夫は、同日に申立期間及び4年4月から5年3月までの期間の夫婦二人分の保険料を一括して納付したものと考えられる。

さらに、申立人夫婦は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 熊本厚生年金 事案 707

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 25 日から同年 11 月 1 日まで  
私は、昭和 45 年 1 月 5 日から A 社 (B 市) に勤務し、勤務先の変更はあったが、53 年 1 月 20 日まで同社の関連会社に継続して勤務していた。申立期間についての厚生年金保険被保険者記録が漏れているため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社 (C 市) に勤務していたと主張しており、申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できないが、同社の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A 社 (C 市) は、昭和 47 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 社 (B 市) 及び A 社 (C 市) の事業を継承した D 社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる資料が無いため不明であると回答している上、前述の同僚からも証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

さらに、申立人は申立期間当時の給与明細書等を保管しておらず、ほかに、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与台帳等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。